

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年7月17日
近畿地方整備局長

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、洪水調節のみを目的とした洪水調節専用（流水型）ダムに関する技術的課題を整理し、その対処方法を検討するとともに、専門家および学識者等で構成する検討会での技術的指導・助言を得て、技術的な事項をとりまとめた「洪水調節専用（流水型）ダムの設計の考え方（案）」を作成するものである。検討にあたり、ダム全般・細部について、ダム堤体、施設等の構造に関する高度で専門的な技術力と知識を有する必要があるとともに、河床変動解析、地すべり解析等の幅広い高度な知見が必要であることから、（財）ダム技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 洪水調節専用（流水型）ダム基本設計方針検討評価業務

(2)業務内容

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1. 計画準備 | 一式 |
| 2. 技術的課題の抽出 | 一式 |
| 3. 調査計画立案、調査の実施 | 一式 |
| 4. 検討会の開催運営 | 一式 |
| 5. 洪水調節専用（流水型）ダムの設計の考え方（案）の作成 | 一式 |
| 6. 総合評価 | 一式 |
| 7. 報告書作成 | 一式 |

(3)履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、洪水調節のみを目的とした洪水調節専用（流水型）ダムに関する技術的課題を整理し、その対処方法の検討を行うとともに、専門家及び学識者等で構成する検討会での技術的指導・助言を得て、技術的な事項をとりまとめた「洪水調節専用（流水型）ダムの設計の考え方（案）」を作成するものである。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コン

サルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

ダム全般・細部について、ダム堤体、施設等の構造に関する高度で専門的な技術力と知識を有するとともに、河床変動解析、地すべり解析等広い知見を有すること。また、洪水調節専用（流水型）ダムに関する検討実績があるとともに、洪水調節ダムの技術指針等の技術的な事項のとりまとめ実績を有すること。

3) 業務執行体制に関する要件

業務執行に際し、幅広い視点かつ専門的見地から指導・助言を得るために、専門家及び学識者等との協力体制がとれること。

洪水調節専用（流水型）ダムに関する技術について、世界各国の情報入手ができる体制がとれること。

4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：洪水調節専用（流水型）ダムに関する技術的課題の抽出および課題に対する対応方針の検討業務（堤体設計、流木対策、土砂移動、貯水池管理など総合的な検討実績を有すること）

・類似業務：洪水調節ダムに関する技術的課題の抽出および課題に対する対応方針の検討業務（堤体設計、流木対策、土砂移動、貯水池管理など総合的な検討実績を有すること）

平成14年度以降において、国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む）又は地方公共団体（都道府県、政令市に限る）の発注業務に限る。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（建設部門又は環境部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の総括管理を5年以上継続している者。ただし、平成14年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

イ) RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋、又は、建設環境部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の総括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門又は環境部門）の資格、又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋、又は、建設環境部門）の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が20年以上あり、そのうち総括管理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門又は環境部門）の資格と同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

・同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：洪水調節専用（流水型）ダムに関する技術的課題の抽出、課題に対する対応方針の検討業務（堤体設計、流木対策、土砂移動、貯水池管理など幅広く検討実績を有すること）

- ・類似業務：洪水調節ダムに関する技術的課題の抽出および課題に対する対応方針の検討業務（堤体設計、流木対策、土砂移動、貯水池管理など総合的な検討実績を有すること）

平成14年度以降において、国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む）又は地方公共団体（都道府県、政令市に限る）の発注業務に限る。

5. 手続等

(1)担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第一号館
国土交通省近畿地方整備局 河川部 河川計画課 計画第二係
TEL：06-6945-6355 FAX：06-6949-0865

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年7月17日から平成19年8月6日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで）

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年8月6日16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年8月20日 16：00分

(4)近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。